

重要事項説明書

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 恵泉会	代 表 者	理事長 桃沢早苗
所 在 地	八戸市石手洗字油久保4-3		
電 話 番 号	0178-96-1690		

2 事業所概要

事業所名称	中居林ふたば園			事 業 種 類	小規模保育事業A型
所 在 地	八戸市石手洗字油久保1-2				
電 話 番 号	0178-96-6868				
管 理 者	園長 秋山尚子				
利 用 定 員	0歳	1歳	2歳	計	
	4人	6人	9人	19人	
開始年月日	令和2年4月1日				

3 事業の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の養護と教育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

当事業所の運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号。以下「市運営条例」という。）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守して運営する。
- (2) 児童の生活環境の如何にかかわらず、教育及び保育上差別されない。
- (3) 地域の協力、家庭との緊密な連絡の下に児童の教育と福祉を図る。
- (4) 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努める。

4 施設・設備等概要

敷 地	全 体	2 9 1 . 4 0 m ²	園 庭	代替地：中居林こども園園庭. 1 2 1 9 m ²
園 舎	構 造	木造平屋建	延 面 積	1 7 6 . 7 7 m ²
	築 年 月	令和 2 年 1 月		
室 名 及 び 室 数	・乳児室兼ほふく室2 ・保育室1 ・調乳室1 ・事務室1			

5 職員の配置状況（児童数により変動あり）

園長	1	主任保育士	1	保育士	6
嘱託医	1	嘱託歯科医	1		

6 保育の提供日及び提供時間

提 供 日	月曜日～土曜日
休 園 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
開 園 時 間	7：00～19：00
保育標準時間	7：00～18：00
保育短時間	8：30～16：30

※ 保育時間の前後に延長保育を行います。（開園時間内）

7 提供する保育の内容

- (1) 当事業所は、保育所保育指針に基づく養護と教育を行い、中居林こども園と連携しながら乳幼児の成長発達を促す保育の提供を行います。
- (2) 食事の提供時間

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0歳児	10：00頃	11：30頃	14：30頃
1・2歳児	10：00頃	11：30頃	14：30頃

※アレルギー対応食を提供いたします（医師の診断書、期間ごとの検査等必要）。

8 保育料等

児童の居住する市町村が定める保育料のほか、別表に掲げる費用負担があります。

9 保育の終了

次の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 保護者が子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 園医契約等

- (1) 内科

医療機関名 称	高橋こどもクリニック	電話番号	47-1717
所 在 地	八戸市壳市3丁目1-31		

- (2) 歯科

医療機関名 称	Ai-Dental	電話番号	20-0086
所 在 地	八戸市長根4丁目11-9		

11 緊急時における対応方法及び非常災害対策

緊急時は緊急連絡メール、避難に関する掲示、電話のいずれかで連絡をとり、引き渡し方法や場所をお知らせします。

避 難 場 所	第一次：中居林コミュニティーセンター	第二次：中居林小学校
避難・消火訓練	・避難訓練：毎月（地震、水害等を想定した災害訓練を含む）	

の 実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練：毎月 ・不審者訓練：年2回
関 連 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策計画 ・危機管理マニュアル
緊 急 連 絡 先	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸消防署 24-4411 ・中央交番 24-3011 ・八戸市民病院 72-5111

12 要望・相談の受付

(1) 相談窓口 ※ 気になることがあれば、小さなことでもお気軽にお声掛けください。

解 決 責 任 者	園長 秋山尚子
受 付 担 当 者	主任保育士 仁和淳子
相 談 時 間	開園時間内
受 付 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・面接、電話、文書などの方法により受付しています。 ・玄関にご意見箱を設置しています。 ・第三者委員へ直接相談することもできます。
連 絡 先	電話番号：0178-96-6868 FAX：電話番号と同じ

(2) 第三者委員 ※ 委員へ直接相談することもできます。

氏 名	松田一男	館 美小子
住 所	八戸市石手洗字油久保1-8	八戸市田面木字赤坂17-1
電 話 番 号	96-1517	27-1531
役職・肩書等	地域関係者（町内会副会長等）	社会福祉法人恵泉会監事

13 加入保険

保 険 の 種 類	保育園総合保険制度（傷害保険、賠償責任保険）
保 険 の 内 容	園の管理下中の事故に対する補償
補 償 金 額	傷害保険～死亡・後遺障害 288.4万円、入院日額4500円、通院日額3000円 賠償責任保険～対人賠償一人当たり上限7億円、対物賠償一事故当たり上限1000万円

14 連携施設

連携施設の名称	幼保連携型認定こども園中居林こども園
連携施設の種類	幼保連携型認定こども園
連携協力の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食事の提供に関する支援 ■ 瞽託医による健康診断等に関する支援 ■ 屋外遊技場の利用に関する支援 ■ 合同保育に関する支援 ■ 後方支援 ■ 行事への参加に関する支援 ■ 卒園後の受け皿としての支援

15 個人情報の使用

児童及び世帯に関わる個人情報については、次の目的のために必要な範囲内で使用します。

- ・ 他の施設等へ転園する場合や、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急連絡網に連絡先を記載すること。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 事業所のホームページ等に行事等の写真を掲載すること。

16 その他の留意事項

当事業所の敷地内はすべて禁煙です。

別表

1 保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

項目	金額
月刊絵本（希望者のみ）	月450円程度

※教材費、出席ノート、スポーツ共済費、ハブラシ代、制服等（希望者のみ）については、その都度お知らせいたします。
500円程度

2 延長保育に係る費用

項目	金額
保育短時間認定利用者（17時から19時の間）	200円／30分毎
保育標準時間認定利用者（18時30分から19時）	200円／30分毎

（別表の金額は税額変更及び補助金等により変更する場合がある）